

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 高市 早苗

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 [略]            「2・3 略」            4 第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局であつて、五七〇MHzを超え六四〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの(設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。)の送信設備の空中線電力は、前三項の規定にかかわらず、尖頭電力(P<sub>1</sub>X)をもつて表示する。            第二章 無線局            第一節 通則            (無線局の限界)            第五条 [略]            (無線局の運用の限界)            第五条の二 [略]            (免許を要しない無線局)            第六条 [略]            「2・3 略」            4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。            [一] 略            [二] 略            [(1)~(10) 略]            (11) ミリ波レーダー(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいい、(12)に規定する移動体検知センサーを除く。)用で使用するのであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの            [(一)~(三) 略]            (12) 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するのであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの            [(一)・(二) 略]            [(三) 五七〇MHzを超え六四〇MHz以下の周波数            [(13) 略]            「三〇~三十一 略」            第六条の二の四 [略]            一 特定小電力無線局のうち、次に掲げるもの            (1) 第六条第四項第二号(1)に規定する特定小電力無線局(同号(1)四に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)</p>	<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 [同上]            「2・3 同上」            「新設」            第二章 無線局            第一節 通則            (無線局の限界)            第五条 [同上]            (無線局の運用の限界)            第五条の二 [同上]            (免許を要しない無線局)            第六条 [同上]            「2・3 同上」            4 [同上]            [一] 同上            [二] 同上            [(1)~(10) 同上]            (11) ミリ波レーダー(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するのであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの            [(一)~(三) 同上]            [(12) 同上]            [(一)・(二) 同上]            「新設」            [(13) 同上]            「三〇~三十一 同上」            第六条の二の四 [同上]            一 特定小電力無線局(第六条第四項第二号(1)に規定するもの(同号(1)四に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。))及び同号(1)に規定するものに限る。(</p>

<p>(2) 第六条第四項第一号(1)に規定する特定小電力無線局</p> <p>(3) 第六条第四項第二号(2)に規定する特定小電力無線局（同号(2)(三)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>二 小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>三 デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八九七・四㎒、一、八九九・二㎒及び一、九〇一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇㎒のものに限る。）並びに一、八九九・一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇㎒のものに限る。）</p> <p>〔四 略〕</p>	<p>二 第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四㎒、一、八九九・二㎒及び一、九〇一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇㎒のものに限る。）並びに一、八九九・一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇㎒のものに限る。）</p> <p>三 小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>〔四 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(混信防止機能)  
 第九条の四 「略」

「一〇五 略」

六 移動体検知センサー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号(ロ)に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号 第四号又は第五号のいずれかに規定する機能

七 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

イ ミリ波レーダー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号(ロ)に規定する無線局をいう。以下同じ。）

ロ 移動体検知センサー用の特定小電力無線局であつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ハ 超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの

「八〇十一 略」

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 「略」

送信設備	許容偏差	上限(パーセント)	五〇
		下限(パーセント)	七〇
「二〇八 略」	[略]	[略]	[略]
九 次に掲げる送信設備 (一) ミリ波レーダー用の特定小電力無線局の送信設備 (二) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの (三) 移動体検知センサー用の特定小電力無線局の送信設備であつて、五七GHzを超え六六GHz以下周波数の電波を使用するもの			

(混信防止機能)  
 第九条の四 「同上」

「一〇五 同上」

六 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局については、施行規則第六条の二第三号、第四号又は第五号のいずれかに規定する機能

七 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標準業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

「八〇十一 同上」

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 「同上」

送信設備	許容偏差	上限(パーセント)	五〇
		下限(パーセント)	七〇
「二〇八 同上」	[同上]	[同上]	[同上]
九 次に掲げる送信設備 (一) 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (二) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備 [新設]			

〔十〇十八 略〕

〔略〕

〔略〕

〔2〇4 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔略〕

2 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局並びに二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する移動体検知センサー用の特定小電力無線局、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二〇ナノワット以下

〔3〇32 略〕

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔略〕

〔二〇十一 略〕

十二 五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体検知センサー用のものに限る。)

イ 空中線を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないうこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、各々が容易に開けることができないうこと。

ロ 変調方式は、周波数変調であり、連続波方式(間欠的連続波方式を除く。)により送信するものであること。

ハ 送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価平方輻射電力は十三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を備え付けていること。

ホ 同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)から複数の電波(以下この号及び次号において「複数電波」という。)を放射する機能を有する場合にあつては、五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波のみ放射を停止する、又は当該周波数の電波を含む複数電波の放射を停止する機能を有すること。

十三 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

〔十〇十八 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔2〇4 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

2 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二〇ナノワット以下

〔3〇32 同上〕

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔同上〕

〔二〇十一 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>イ 空中線を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、各々が容易に開けることができないこと。</p> <p>ロ 送信装置の空中線電力は、二五〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。</p> <p>ハ 送信空中線の利得は、一〇デシベル以上であること。</p> <p>ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。</p> <p>十四 〔略〕</p> <p>十五 〔イ～ニ 略〕</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十 〔略〕</p> <p>〔一～四 略〕</p> <p>五 五七〇MHzを超え六六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>イ 空中線を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、各々が容易に開けることができないこと。</p> <p>〔ロ～二 略〕</p> <p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 〔略〕</p> <p>〔1～33 略〕</p> <p>34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局を除く。）、60GHzを超え61GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局に限る。）、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備</p> <p>（3）～（6） 〔略〕</p> <p>〔35～57 略〕</p> <p>別表第三号（第7条関係） 〔1～60 略〕</p>	<p>十二 〔同上〕</p> <p>〔イ～ニ 同上〕</p> <p>十三 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十 〔同上〕</p> <p>〔一～四 同上〕</p> <p>五 五七〇MHzを超え六六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>イ 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。</p> <p>〔ロ～二 同左〕</p> <p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 〔同左〕</p> <p>〔注1～33 同左〕</p> <p>34 〔同左〕</p> <p>（1） 〔同左〕</p> <p>（2） 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備</p> <p>（3）～（6） 〔同左〕</p> <p>〔35～57 同左〕</p> <p>別表第三号（第7条関係） 〔1～60 同左〕</p>
--	--

【新設】

61 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（第49条の14第14号に規定するものを除く。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2（1）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 57GHzを超え64GHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第12号に規定するものに限る。）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
55.62GHz以下及び67.5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が (一) 30dBm以下
55.62GHzを超え57GHz以下及び64GHzを超え67.5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が (一) 26dBm以下

(2) 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第13号に規定するものに限る。）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
55.62GHz以下及び67.5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が (一) 30dBm以下
55.62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67.5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が (一) 26dBm以下

62～65 【略】

61～64 【同左】

備考 表中心「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記せよ。



(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(特定無線設備等)

第二条 「略」

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

「一 略」

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号(設備規則第四十九條の十四第十二号に規定する無線局に限る。)、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

「(1)・(2) 略」

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

「ア 略」

「表 略」

「注1〜4 略」

5 三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五MHzを超え一〇・五五MHz以下若しくは二四・〇五MHzを超え二四・二五MHz以下、五七MHzを超え六六MHz以下(設備規則第四十九條の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。)、六〇MHzを超え六一MHz以下(設備規則第四十九條の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。)又は七六MHzを超え七七MHz以下若しくは七七MHzを超え八

「6〜23 略」

「イ・ウ 略」

「二・三 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定無線設備等)

第二条 「同上」

2 「同上」

「一 同上」

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 「同上」

一 「同上」

「(1)・(2) 同上」

(3) 特性試験

「同上」

「ア 同上」

「同上」

「注1〜4 同上」

5 三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五MHzを超え一〇・五五MHz以下若しくは二四・〇五MHzを超え二四・二五MHz以下、六〇MHzを超え六一MHz以下又は七六MHzを超え七七MHz以下若しくは七七MHzを超え八一MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

「6〜23 同上」

「イ・ウ 同上」

「二・三 同上」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。